

労働者確保に要する間接費の実績変更についての運用基準

平成24年12月28日 森保第1089号
〔 広域振興局の林務担当の部長及びセンター所長、林務室長 森林保全総括課長 〕

〔沿革〕 平成25年11月25日森保第1126号、平成26年5月23日森保第260号、平成27年7月17日森保第522号、平成28年9月26日森保第784号、令和元年9月25日森保第564号、令和2年8月26日森保第577号、令和5年6月13日森保第230号、令和6年9月6日森保第534号、令和8年9月24日森保第586号

東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事の本格化に伴い、県内全域で労働者の不足が生じる恐れがあり、不足する労働者を受注者が地域外から調達せざるを得ないことが想定される。

そこで、受注者が労働者を安定的に確保するため、地域外から労働者を調達せざるを得ない場合に、それに要する「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」（以下「労働者確保に要する間接費」という。）が、現行の森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「積算基準」という。）により算定した労働者確保に要する間接費と乖離が生じる可能性があることから、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について（平成24年3月9日付け森保第1297号森林保全課総括課長通知。）」又は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について（平成26年2月6日付け森保第1426号森林保全課総括課長通知。）」（以下「特例補正」という。）により、共通仮設費及び現場管理費に追加費用を計上することとした。

しかし、労働市場が更に逼迫し、不足する労働者を受注者が広域的に確保せざるを得ないことが想定されることから、労働者確保に要する間接費に関し、契約締結後に受注者の支出実績を踏まえて契約変更することについて、「労働者確保に要する間接費の実績変更についての運用基準」（以下「運用基準」という。）として必要な事項を定めるものである。

1 対象工事

運用基準の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 森林保全課所管の県営建設工事であること。（建築工事を除く）
- (2) 工事施工場所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内である場合には平成24年12月28日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年12月27日時点で契約中の工事であること。（平成24年12月27日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く）
また、これ以外の地域である場合には、平成25年11月25日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成25年11月24日時点で契約中の工事であること。（平成25年11月24日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く）
- (3) 工事施工場所が岩手県内全域であること。
- (4) 積算基準第5の表に示されている工種区分の欄に掲げる工種を適用し、工事価格を積算している工事であること。

2 対象となる間接費

運用基準の対象となる労働者確保に要する間接費は、積算基準により算定した「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次表に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）とする。

項目		率の対象項目
営繕費(共通仮設費のうち)：労働者の宿泊に要する費用のうち借上費及び宿泊費、労働者の輸送に要する費用	宿舎に要する費用(借上費)	○労働者宿舎を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿舎に要する費用(宿泊費)	○労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	○労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む)
労務管理費(現場管理費のうち)：現場労働者に係る募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)、現場労働者に係る賃金以外の食事、通勤等に要する費用	募集・解散費	○労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	○労働者の早出、残業費の食事等(事業負担分)、食事補助費 ○支給した旅費 ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実交通費用に応じて支給される手当 ・遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

3 特記仕様書への記載

発注者は、対象工事については、特記仕様書記載例を参考に運用基準の対象工事である旨を特記仕様書に明示するものとする。

4 契約後の手続き

受注者は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」を請求する場合は、共通仕様書(Ⅲ)(岩手県県土整備部 令和8年4月1日以降適用)様式-43「工事打合せ簿」に、実績報告書(様式1)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を添付して監督職員に提出し、実績変更の内容について協議する。(実績報告書及び証明書類の提出期限は協議のうえ決定する。)

なお、発注者は、受注者から実績変更対象費(見込額)の提出を求められた場合は、共通仕様書(Ⅲ)(岩手県県土整備部 令和8年4月1日)様式-43「工事打合せ簿」にて受注者に通知する。

5 労働者確保に要する間接費の契約変更の請求

- (1) 受注者は、労働者確保に要する間接費の契約変更を請求する場合は、「労働者確保に係る実績報告書」(様式1)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明資料(領収書等、領収書等が出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等をいう。)を添付した「工事打合簿」(様式-43)により、発注者と協議するものとする。

- (2) (1)の証明資料のうち領収書等については、原本を提出するものとする。また、金額計算書等については、次の事項が確認できる調書(受領書)等の写しを提出するものとする。

ア 手当等を現金支給している場合は、労働者が押印又は署名(サイン)していることが確認できる資料

イ 手当等を金融機関等の口座振込により支給している場合は、金融機関等の受付印のある振込依頼書(受取書)(個別内訳を含む)又は振込領収書(個別内訳を含む)

(3) (1)の提出期限等については、受注者、発注者協議のうえ定めるものとする。

6 実績変更対象費の内容等

実績変更対象費は「労働者^(注1)」の確保に要する費用（「社員等従業員^(注2)」の確保に要する費用は対象外）とし、その内容は次のとおりとする。

注1 労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工等）

注2 社員等従業員とは、次の事項に該当するものをいう。

- ・ 元請者あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

(1) 借上費

ア 対象とする費用は、労働者宿舍を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用とする。なお、賃貸契約書に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に要する費用も対象とする。

イ 受注者は、様式2-1にアに要した費用等を取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し及び借上げに要した費用の領収書（税抜き）^(注3)を添付し、発注者に提出すること。

(2) 宿泊費

ア 対象とする費用は、労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用等（税抜き）とする。ただし、1泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

イ 受注者は、様式2-2にアに要した費用等を取りまとめ、宿泊費に係る領収書（税抜き）^(注3)を添付し、発注者に提出すること。

なお、領収書等については、宿泊した労働者ごとに提出すること。

ウ 1泊当りの宿泊費の上限額は、7,428円（税抜き）^(注4)とする。ただし、受注者と発注者が協議（妥当性を証明する資料を提出すること）し、宿泊費の妥当性を発注者が認めた場合は、上限額を超えることができる。

(3) 労働者送迎費

ア 対象とする費用は、労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料費等を含む）とする。

イ マイクロバス等は、受注者が労働者を送迎するために専用に手配したものを対象とする。

ウ 自社のマイクロバス等を使用した場合の車両損料は、次式により算出するものとする。

なお、損料単価については、受注者、発注者協議のうえ決定するものとし、決定にあたっては、建設機械等損料算定表（岩手県県土整備部）を参考^(注6)にすることができる。

車両損料額＝走行時間（時間）×損料単価（1時間当たり）

エ 受注者は、様式2-3-1及び様式2-3-2にアに要した費用等を取りまとめ、運転手に支給した賃金等が把握できる調書（受領書）等の写し^(注5)及び車両燃料費等に係る領収書（税抜き）^(注3)を添付し、発注者に提出すること。

(4) 募集及び解散に要する費用

ア 対象とする費用は、労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当に要した費用とする。

イ 受注者は、様式2-4にアに要した費用等を取りまとめ、会社が労働者に支給した額が

把握できる調書（受領書）等の写し^(注5)及び労働者の赴任前、帰省時及び解散後の住所又は居所を証明する資料（免許証、社員証等の写し）添付し、発注者に提出すること。

(5) 賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

ア 食事に要する必要

(ア) 対象とする費用は、次の労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）及び食事補助費に要した費用とする。

- ・ 当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業があることを明示している場合
- ・ 当該工事の施工にあたって、受注者、発注者協議により所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

(イ) 受注者は、様式2-5-1に(ア)に要した費用を取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書（受領書）等の写し^(注5)及び食事に要した費用の領収書（税抜き）^(注3)を添付し、発注者に提出すること。

イ 通勤等に要する費用

(ア) 対象とする費用は、次の労働者の通勤等に要した費用とする。

- ・ 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・ 遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(イ) 受注者は、様式2-5-2に(ア)に要した費用を取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書（受領書）等^(注5)の写しを添付し、発注者に提出すること。

注3 証明書類として提出する領収書は「原本」とする。

注4 平成27年8月1日以降の宿泊実績については、7,222円とする。

注5 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金及び手当てを銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。

注6 損料単価（参考）

	入札公告時期別の損料単価						
	～H26. 12. 31	H27. 1. 1～ H28. 9. 30	H28. 10. 1～	R2. 10. 1～	R4. 10. 1～	R6. 10. 1～	R8. 10. 1～
1台当たり5人以内	471円	479円	491円	538円	565円	583円	765円
1台当たり15人以内	764円	764円	781円	1,010円	1,090円	1,140円	1,470円

7 契約変更額の算出

(1) 発注者は、6に規定する協議があった場合は、その内容について確認・検討を行い、実績変更対象費に積上加算する費用（以下「実績変更対象費（積上加算）」という。）を算出するものとする。

(2) 実績変更対象費（積上加算）は、実績変更対象費に実際に支払った費用のうち、証明資料において確認された費用（以下「支出実績額」という。）から、共通仮設費（率分）及び現場管理費に含まれる実績変更対象費を差し引いた費用とする。

なお、積算の方法の詳細については、9によるものとする。

(3) 労働者確保に要する間接費の契約変更に係る請負代金の変更額は、(2)で算定した費用を共通仮設費及び現場管理費に加算し得られた設計額に請負率を乗じた金額に、消費税相当額を加えたものとする。

8 積算の方法

(1) 当初設計及び変更設計（最終精算変更設計を除く）

当初設計及び変更設計（最終精算変更設計を除く）における間接工事費のうち、共通仮設費（率分）及び現場管理費については、特例補正に定める補正係数を積算基準により求めた共通仮設費率及び現場管理費率に乘じて得た率で算出した費用とする。

(2) 最終精算変更設計

ア 最終精算変更設計における間接工事費のうち、共通仮設費及び現場管理費については、特例補正に定める補正係数を積算基準により求めた共通仮設費率及び現場管理費率に乘じて得た率で算出した共通仮設費（率分）及び現場管理費に、次式により算出する「実績変更対象費（積上）」を加算するものとする。

イ 「支出実績額」は、共通仮設費と現場管理費毎に算出するものとし、「支出実績額」が、「実績変更対象費（率式）」を超過しなかった場合、「実績変更対象費（積上）」による実績変更は行わないものとする。ただし、積算基準の率式により共通仮設費、現場管理費は計上するものとし、特例補正による補正についても考慮するものとする。

$$\text{実績変更対象費（積上）} = \text{支出実績額（※1）} - \text{実績変更対象費（率式：小数点以下四捨五入）（※2）}$$

※1 支出実績額

労働者確保に係る実績報告額（様式1）の共通仮設費及び現場管理費の合計金額（ただし、証明書類において確認された金額とする。）

※2 実績変更対象費

「積算基準により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」（特例補正を考慮する）
× 実績変更対象費の割合（本基準9）

【参考】 実績変更対象費（積上）の算出例

○ 「共通仮設費」の「実績変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金 額	備 考
支出実績額（共通仮設費分）	3,000,000 円	(①)
実績変更対象費（率式）（共通仮設費分）	2,000,000 円	(②)
実績変更対象費（積上）（共通仮設費分）	1,000,000 円	※(③)=①－②

○ 「現場管理費」の「実績変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金 額	備 考
支出実績額（現場管理費分）	2,000,000 円	(①)
実績変更対象費（率式）（現場管理費分）	1,500,000 円	(②)
実績変更対象費（積上）（現場管理費分）	500,000 円	※(③)=①－②

9 実績変更対象費の割合

共通仮設費及び現場管理費に占める実績変更対象費の割合は次のとおりとする。

- (1) 当初発注時点において、「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について」（平成26年2月6日付け森保第1426号森林保全課総括課長通知）による共通仮設費率及び現場管理

費率の補正を考慮し、かつ令和8年10月1日以降に入札公告する工事から適用する積算基準により積算している工事

工種区分 \ 費 目	共通仮設費（率分）に占める実績 変更対象費（労働者送迎費、宿泊 費、借上費）の割合	現場管理費に占める実績変更対象 費（募集及び解散に要する費用、 賃金以外の食事、通勤等に要する 費用）の割合
河川工事	9.19 %	1.24 %
河川・道路構造物工事	17.81 %	2.14 %
治山・地すべり工事	11.84 %	1.38 %
海岸工事	13.61 %	1.69 %
森林整備	10.64 %	1.10 %
道路工事	12.82 %	1.52 %
鋼橋架設工事	28.64 %	3.09 %
PC橋工事	18.84 %	2.02 %
舗装工事	11.25 %	1.27 %
公園用地造成工事	10.64 %	1.10 %
道路維持工事	14.93 %	1.13 %
トンネル工事	15.69 %	1.96 %
橋梁保全工事	22.04 %	1.73 %

10 注意事項

- (1) 証明資料において必要事項が確認できない等、労働者確保に要する間接費として実際に支払ったことを証明する資料として適切でないと発注者が判断した場合は、実績変更の対象としない。
- (2) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、実績変更の対象としない。

附 則

この運用基準は、平成24年12月28日から施行する。

附 則（平成25年11月25日森保第1126号一部改正）

この運用基準は、平成25年11月25日から施行する。

附 則（平成26年5月23日森保第260号一部改正）

この運用基準は、平成26年5月23日から施行する。

附 則（平成27年7月17日森保第522号一部改定）

この運用基準は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日森保第784号一部改定）

この運用基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日森保第564号一部改定）

この運用基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年8月26日森保第577号一部改定）

この運用基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年6月13日森保第230号一部改定）

この運用基準は、令和5年6月19日から施行する。

附 則（令和6年9月6日森保第534号一部改定）

この運用基準は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和8年9月24日森保第586号一部改定）

この運用基準は、令和8年10月1日から施行する。